

令和 6 年第 4 回 定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 奈良 祥 孝

副委員長 蛸 名 和 子

1 開催日時 令和6年12月12日（木曜日）午前10時24分～午前10時49分

2 開催場所 第3委員会室

3 審査案件

議案第146号 青森市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第155号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第170号 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

4 報告事項

（1）青森市ホームページのリニューアルについて

（2）令和6年度市営青森競輪開催結果について

○出席委員

委員長 奈良 祥 孝

副委員長 蛭 名 和 子

委員 中 田 靖 人

委員 軽 米 智雅子

委員 天 内 慎 也

委員 舘 山 善 也

委員 奈良岡 隆

委員 大 矢 保

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 小 野 正 貴

総務部理事 村 上 靖

企画部長 金 谷 浩 光

企画部理事長 内 哲 史

税務部長 横 内 修

浪岡振興部長 舘 山 公

会計管理者 山 谷 直 大

選挙管理委員会事務局長 齋 藤 賢 剛

監査委員事務局長 加 福 理美子

総務部次長 工 藤 拓 実

危機管理監 鈴 木 健 仁

企画部次長 太 田 直 樹

税務部次長 工 藤 健 志

浪岡振興部次長 石 村 淳

総務課長 竹 内 巧

企画調整課長 齊 藤 寿 一

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿 崎 良 輔

議事調査課主事 杉 浦 晃 平

○奈良祥孝委員長 ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

本日は、文教経済常任委員会において付託案件の説明を行うため、浪岡振興部長が欠席となっております。

まず、本日の案件に入る前に、改組後最初の常任委員会ですので、理事者側から部長級以上の職員紹介をお願いしたいと思います。

初めに、総務部長。

○小野正貴総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

総務部長の小野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、青森地域広域事務組合消防本部、会計機関、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の部長級職員を御紹介いたします。

まず、総務部理事消防長の村上靖です。

○村上靖総務部理事 広域事務組合消防長の村上靖です。よろしくお願いいたします。

○小野正貴総務部長 会計管理者の山谷直大です。

○山谷直大会計管理者 会計管理者の山谷です。よろしくお願いいたします。

○小野正貴総務部長 選挙管理委員会事務局長の齋藤賢剛です。

○齋藤賢剛選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局長の齋藤賢剛です。どうぞよろしくお願いいたします。

○小野正貴総務部長 監査委員事務局長の加福理美子でございます。

○加福理美子監査委員事務局長 監査委員事務局長の加福でございます。よろしくお願いいたします。

○小野正貴総務部長 以上でございます。

○奈良祥孝委員長 それでは次に、企画部長。

○金谷浩光企画部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）企画部長の金谷でございます。よろしくお願いいたします。

私から、企画部の職員を御紹介させていただきます。

企画部理事青森地域広域事務組合事務局長の長内哲史でございます。

○長内哲史企画部理事 広域事務組合事務局長の長内でございます。よろしくお願いいたします。

○金谷浩光企画部長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奈良祥孝委員長 次に、税務部長。

○横内修税務部長 税務部長の横内修でございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○奈良祥孝委員長 それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案３件について、ただいまから審査をいたします。

最初に、議案第１４６号「青森市職員定数条例の一部を改正する条例の制定につい

て」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 146 号青森市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

まず、「1 制定理由」ですが、本条例案につきましては、新たに令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 か年を計画期間とする青森市総合計画前期基本計画及び青森市行財政改革プランを策定したことに伴い、当該計画等を基とした職員定数とするため、青森市職員定数条例を改正しようとするものであります。

次に、「2 改正内容」としては、表に記載のとおりでありまして、マイナンバーカードへの対応のための増員や、単独給食校の減少による減員など、近年の行政サービスの変化を踏まえたものとなっております。本条例における職員定数の値は、適正な定員管理、人員配置を行うに当たり、様々な状況に柔軟かつ効率的に対応していくため、職員定数の余裕部分を一定程度確保したまま、職員定数の規模を適正化しようとするもので、結果として、現行条例定数 3260 人を 3242 人に見直すものであります。

最後に、「3 施行期日」につきましては、公布の日としております。

資料 2 につきましては、改正条例案の新旧対照表となっております。

以上、議案第 146 号青森市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。天内委員。

○天内慎也委員 総務部長から、職員に余裕を持たせて行政サービスをやっていくというお話でありましたけれども、現場から様々、職員の声を聞いていますけれども、人数が少なく大変だと。そういう声も実際に聞いておりますので、行革で少しずつ減らしてきているというのも事実なので、基本的には、余裕を持って市民のために行政サービスを行っていただくことがいいんじゃないかということで、詳細については特に給食の単独給食実施校をセンターに集約して調理員を減らすということもあるので、賛成できないということを申し上げておきます。

以上です。

○奈良祥孝委員長 質疑ではないですね。

〔天内慎也委員「はい」と呼ぶ〕

○奈良祥孝委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

○奈良祥孝委員長 これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので起立により採決いたします。

議案第 146 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奈良祥孝委員長 起立多数であります。

よって、議案第 146 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 155 号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○横内修税務部長 議案第 155 号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

「1 青森県市町村総合事務組合について」は、地方公共団体がその事務の一部を共同処理するため、地方自治法第 284 条の規定に基づいて設置された一部事務組合であり、現在、資料の中ほどにあります規約別表第 1 に記載される 10 市、30 町村、21 の一部事務組合、3 広域連合の計 64 団体が加入し、資料の下方にあります規約別表第 2 に記載の 11 項目の事務を共同処理しております。

本市は、規約別表第 2 の第 10 号、市町村税等の滞納整理に関する事務を共同処理するため、平成 27 年 4 月 1 日付で当組合の構成団体となっております。

次に、「2 地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」は、規約別表第 2 の第 8 号の事務を共同処理するために本組合に加入しておりました西北五環境整備事務組合が、つがる西北五広域連合に全ての事務を承継し、令和 7 年 3 月 31 日をもって解散することとなりましたことから、規約から削除するものであります。

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により、関係地方公共団体の議決を経なければならないこととされており、令和 6 年 10 月 11 日付で当組合から構成団体であります本市に、規約変更の協議依頼があったことから、本定例会に提案したものであります。

なお、資料 2 として、青森県市町村総合事務組合規約の新旧対照表を添付しております。

以上、議案第 155 号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 155 号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第 170 号「青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 170 号青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

本条例は、「1 制定理由」に記載のとおり、本年 8 月 8 日の人事院勧告及び 10 月 8 日の青森県人事委員会勧告等を勘案して、職員の給料月額等の改定を行うため、関係条例を改正しようとするものであります。

次に、「2 改正対象条例」になりますが、資料記載のとおり青森市職員の給与に関する条例のほか 4 条例となります。

「3 主な改正内容」についてですが、1 つは、「Ⅰ 給料表の改定」であります。行政職給料表につきましては、高卒程度初任給が、月額 17 万 900 円から 19 万 4500 円に 2 万 3600 円の引上げ、大卒程度初任給が月額 20 万 2400 円から 22 万 5600 円に 2 万 3200 円の引上げをはじめ、若年層に重点を置きながら、全体で平均 3.22% の引上げ改定を行おうとするものであります。その他、公安職、教育職、医療職、任期付研究員及び特定任期付職員の給料表につきましても、行政職給料表との均衡を考慮して改定するものであります。

なお、任期付研究員及び特定任期付職員については該当する職員はいないものであります。

次に、2 ページを御覧ください。

「Ⅱ 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定」であります。民間の支給状況等を踏まえて、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を、一般職員については、期末手当を 0.05 月引き上げ、勤勉手当を 0.1 月引き上げ、再任用職員については、期末手当を 0.025 月引き上げ、勤勉手当を 0.075 月引き上げようとするものであります。また、任期付研究員及び特定任期付職員につきましては、期末手当の年間の支給月数を 0.15 月、特別職及び市議会議員につきましては、期末手当の年間の支給月数を 0.1 月引き上げようとするものであります。

支給月につきましては、令和 6 年度は、年間の引上げ分を 12 月支給分で、令和 7 年度以降につきましては、年間の支給分を 6 月と 12 月に支給分が均等になるよう、支給することとしております。なお、会計年度任用職員の支給月数については、資

料記載のとおり、一般職員と同様の支給月数とするものです。

次に、3 ページを御覧ください。

「Ⅲ 寒冷地手当の支給月額の改定」であります。民間における同種手当の支給額を踏まえ、世帯主で、かつ扶養親族のある職員は月額 2000 円、世帯主で、かつ扶養親族のない職員は月額 1200 円、これら以外の職員は月額 840 円引き上げようとするものであります。

「Ⅳ その他の改定」であります。保健所に勤務する医師確保のため、当該医師に支給される特殊勤務手当の一つである診療手当の支給限度額を引き上げる改正をしようとするものであります。

「4 施行期日」であります。令和 6 年度に係る改正は、公布の日から施行となります。令和 6 年 4 月 1 日に遡及して適用し、令和 7 年度以降に係る改定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお、今回の改定による影響額は、1 年度で 7 億 2576 万 7000 円となり、会計年度任用職員に係る影響額は、4 億 4702 万 9000 円を見込んでおります。

続きまして資料 2 を御覧ください。

資料 2 は、改正条例案の新旧対照表となっております。

1 ページの第 1 条関係は、令和 6 年度に係る職員の給与条例の改正案であり、3 ページの第 2 条関係は令和 7 年度以降に係る職員の給与条例の改正案となっております。同様に、4 ページの第 3 条及び 5 ページの第 4 条関係は、国または地方公共団体が設置する公設試験研究機関の研究業務に従事する職員の採用等について規定する任期付研究員の採用等に関する条例、6 ページの第 5 条関係は、医療や弁護士などの高度な専門的な知識・経験を有する者の採用等について規定する任期付職員の採用等に関する条例、7 ページの第 6 条及び 8 ページの第 7 条関係は、特別職及び議員の給与について規定する特別職の職員の給与に関する条例の改正案となります。最後に、9 ページの第 8 条関係は、保健所に勤務の医師に支給される診療手当の額について規定する職員の特殊勤務手当に関する条例の改正案となります。

以上、議案第 170 号青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 会計年度の場合は、遡及適用になるというふうに聞いていたのですが、いつまで遡るものなのかお願いします。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 御質疑にお答えいたします。

一般職員と同様、4 月まで遡っての適用になりまして、支給月は 1 月に差額を支給する予定としております。

以上です。

○奈良祥孝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 分かりました。

今回の引き上げの場合、一般職はいいとしてですが、私どもの会派でいつも言っているんですが、もう支給済みなんですけれども、特別職の分は市民が大変なときに、増やすべきでないというふうに考えていまして、一部反対ですけれども、全体としては賛成ということで、終わります。

○奈良祥孝委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 170 号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○奈良祥孝委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「青森市ホームページのリニューアルについて」報告を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 青森市ホームページのリニューアルについて御報告いたします。

資料を御覧願います。

青森市ホームページは、前回のリニューアルから約 10 年が経過しておりまして、その間、スマートフォンの普及や SNS の利用拡大など閲覧者の利用環境も変化している中、閲覧者の利便性を高めるため、令和 7 年 1 月 30 日に機能及びデザインをリニューアルいたしますので御報告いたします。

リニューアルのポイントとしまして、まず、デザインにつきましては、市の魅力を一目で伝えるゲートページを採用しております。青森市らしさを意識いたしまして、全体的にねぶたをイメージさせるものとしております。

なお、左側の青森市のデザインでありますけれども、ねぶた師、福士裕朗さんのデザインとなっております。

主な機能につきましては、1 つに、文章検索も可能な AI を用いたサイト内検索を採用し、情報が見つけやすいホームページとなります。2 つに、ライフイベント

ごとに、幾つかの質問にはいいえで答えるだけで、必要な手続を案内する手続ナビ機能や、カテゴリーやキーワードなどで手続や申請書を含むページを検索できる手続申請書一覧機能の導入により、必要な手続がすぐ分かるホームページとなります。3つに、モニタサイズに自動対応するレスポンシブデザインの採用により、スマホでも見やすいホームページとなります。

リニューアル後は、これまで以上に見やすく、分かりやすい情報発信に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告につきまして、御質疑・御意見はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和6年度市営青森競輪開催結果について」報告を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 令和6年度市営青森競輪開催結果について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

今年度の市営青森競輪は、4月25日から11月6日までの間、合計25節76日間開催いたしました。

売上・入場者数につきましては、車券売上額が295億1328万7000円、前年度比0.8%の減、額にして2億3768万8200円の減となっております。これについては、昨年度は、青森競輪で14年ぶりに開催した特別競輪、共同通信社杯の影響が大きく、資料にもありますとおり、今年度開催したみちのく記念競輪の売上と比較して、前年度比で約17億円の売上減となっております。

この2つの開催を除いた通常開催の売上と比較しますと、表の括弧内の数字となっており、前年度比6.5%の増、額にして14億8125万9000円の増となっております。

入場者数につきましては、本場・安方・藤崎で5万4460人、前年度比20.1%の減、人数にして1万3744人の減、昨年度の共同通信社杯と今年度のみちのく記念競輪を除く入場者数で比較しますと、表の括弧内の数字となっており、前年度比17.2%の減、人数にして8899人の減となっております。

直近5年間の市営青森競輪開催実績につきましては、車券売上額、本場・安方・藤崎入場者数、1日平均売上高の推移を掲載しておりますので、御参考に御覧いただければと思います。

青森競輪場では、今後も引き続き、本市の財政健全化に安定的に寄与するため、売上の確保を目指して鋭意努力してまいりますとともに、市民の憩いの場として、家族連れなど競輪ファン以外の皆様も楽しめる競輪場づくりに努めてまいりますので、委員の皆様には引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告につきまして、御質疑・御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

この際、理事者側から報告事項等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 また、委員の皆さんから御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 この際、私から一言申し上げます。

何といたっても 20 年ぶりの委員長ですので、不行き届きの点が多々あるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。それから、今までどおり、理事者の発言については必ずしも部長級でなくても結構です。より分かる人が、簡単に、明瞭に分かりやすく説明いただければ、次長級でも課長級でもいいです。いずれ、将来、答弁する立場になる皆さんですんで、発言は自由にして結構ですから、よろしくお願いします。

なお、次長級、課長級の発言についても、全て責任は部長級が負いますんで、安心して発言してください。間違ったら訂正すればいいだけですから。

さらに、委員の皆さんにも申し上げます。

もし、事前に資料等が必要なのであれば、委員長まで申し出てください。理事者側と協議をして、出せる資料は早めに出して、そしてみんなで議論できるようにしたいなというふうに思っています。また、委員会で質疑が出て、そのとき答えられなかったものは、後日、今までどおり、質疑者だけじゃなくて全員に資料配付するよう努めますんで、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)